



石川県知事選挙

投票日3月19日(日) 告示日3月2日(木)

※お問い合わせは 七尾市選挙管理委員会 ☎53-8438

投票できる人

年齢

昭和61年3月20日以前に生まれた人

住所

平成17年12月1日以前から引き続き市内に住所および住民登録がある方

市内転居された方

2月24日(金)以降に転居された方は、転居前の投票所で投票してください。

転出された方

【県外転出者】
知事選挙では、県外へ転出された方は投票することができません。

入場券が届いた方でも、3月18日(土)までに県外へ転出された方は投票できません。不在者投票を済ませていても、投票は無効となります。

ただし、期日前投票を済ませた後で転出された場合、投票は有効となります。

【県内転出者】

知事選挙では、県内に転出された方は投票することができますが、現在お住まいの市町役場が発行する「居住証明書」が必要です。

ただし、七尾市から転出後、再び転出先から他市町へ転出した場合は投票できません。

◎県内市町から転入された方

平成17年12月2日(金)以降に県内市町から転入された方で、前住地の市町の選挙人名簿に登録されている方は、前住地で投票することができます。

ただし、七尾市が発行する「居住証明書」が必要です。

◎居住証明書の発行

■場所 本庁市民課・各支所民生課

※各支所は平日のみ

■日時 3月3日(金)～18日(土)

(平日) 8:30～17:15

(土日) 8:30～12:30

3月19日(日) 8:30～19:00

期日前投票はお早めに！ 不在者投票

市役所本庁、各支所の期日前投票所・不在者投票所での投票

◎対象

出張（滞在地で投票する方法もありません）、用務、旅行などで投票日当日、投票にいけない方

◎期間

3月3日(金)～3月18日(土)

◎開所時間

午前8時30分～午後8時

◎投票場所

(注)できるだけ次の住所地の区分にしたがって投票をお願いします。

旧七尾市の区域 ↓ 本庁

旧田鶴浜町の区域 ↓ 田鶴浜支所

旧中島町の区域 ↓ 中島支所
旧能登島町の区域 ↓ 能登島支所

入院・入所先での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所されている方はお早めに病院長、施設長へ申し出てください。

郵便による不在者投票

次表に該当される方は、郵便による不在者投票ができます。

ただし、市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要です。

「郵便等投票証明書」をお持ちの方で投票を希望される方は、市選挙管理委員会まで「投票用紙の請求書」を請求ください。（電話での請求も受け付けます）

郵便などによる不在者投票対象者

交付手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹	1級または2級
	移動機能の障害	
	心臓、じん臓、呼吸器	1級または3級
	ぼうこう、直腸、小腸の障害	
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5